

○いちき串木野市公益活動等支援のための庁用車貸付に関する要綱

平成 23 年3月 31 日告示第 51 号

いちき串木野市公益活動等支援のための庁用車貸付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いちき串木野市庁用車管理規程(平成 17 年いちき串木野市訓令第9号)第 13 条第1項ただし書の規定に基づき、市民の自主的な公益活動等を支援し、市民と行政による共生・協働のまちづくりを推進するため、市が所有し管理する車両(以下「庁用車」という。)を公務に支障のない範囲において貸し付けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付け車両)

第2条 貸し付けることができる庁用車(以下「貸付庁用車」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 普通トラック
- (2) 軽トラック
- (3) 普通自動車(広報設備付き)

(貸付対象者)

第3条 貸付庁用車を使用することができる者(以下「貸付対象者」という。)は、自主的な公益活動(営利、宗教、政治活動等を目的とする活動を除く。)を行う、次に掲げる市内の団体とする。

- (1) 地区まちづくり協議会(市内の一定の区域ごとに自治公民館や婦人会、各種団体で構成する自治組織で市長が適当と認めたもの)
- (2) 地区自治公民館、自治公民館
- (3) 婦人会
- (4) 高齢者クラブ
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(貸付対象となる公益活動等)

第4条 貸付庁用車の貸付けの対象となる公益活動等は、前条の貸付対象者が行う次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 市内の道路、河川、公園、学校その他公共施設等の美化、清掃活動
- (2) 防犯パトロール
- (3) スポーツ大会、イベント等
- (4) 道路の簡易な維持又は修繕作業
- (5) その他、市長が特に必要と認める活動

(使用区域)

第5条 貸付庁用車を使用できる区域は、いちき串木野市の区域とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸付日時)

第6条 貸付庁用車は、次に掲げる日(12月29日から翌年1月3日までの日は除く。)の午前7時から午後10時までの間、貸付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(使用申請)

第7条 貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸付けを受けようとする日の1か月前から7日前までに、いちき串木野市貸付庁用車使用許可申請書兼誓約書(様式第1号)に貸付庁用車を運転する者(以下「運転者」という。)の運転免許証の写しを添付し、市長に申請しなければならない。

(使用の許可)

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、いちき串木野市貸付庁用車使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。この場合において、市長は管理上必要な条件を付することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による使用の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動に使用するおそれがあるとき。
- (3) 貸付庁用車を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 営利、宣伝又はこれに類する目的に使用するとき。
- (5) 貸付庁用車の貸付けにより市の公務に支障が生じるおそれがあるとき。
- (6) 貸付庁用車の管理上支障があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用許可をすることが適当でないと認めるとき。

(使用の取消し等)

第9条 市長は、前条の規定により許可を受けた申請者(以下「使用者」という。)に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付庁用車の使用許可を取り消し、又は貸付庁用車の返還を命ずることができる。

- (1) 災害又はその他の理由により貸付庁用車を公用又は公共用に使用する必要が生じたとき。
- (2) 許可の内容又は条件に違反したとき。
- (3) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が貸付庁用車を使用することが適当でないと認める行為をしたとき。

(経費負担)

第10条 使用者又は運転者(以下「使用者等」という。)は、走行距離に応じ、燃料費相当額を負担するものとする。

2 前項の燃料費相当額は、貸付庁用車のオドメーターにより算出した走行距離10キロメートル(走行距離数に10キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた数)につき1リットルの燃料費(当月の市役所燃料契約単価)を乗じて得られた額とする。

3 第1項の燃料費相当額は、貸付庁用車の返却後、市長が発行する納付書により納入するものとする。

(貸付及び返却)

第11条 貸付庁用車の貸付けは、原則として定められた保管場所から行うものとし、使用者等は、貸付庁用車の使用を終えたときは速やかに保管場所へ返却するものとする。

2 使用者等は、貸付庁用車の使用を終えたときは、庁用自動車運転前点検・運行記録簿への記載及び貸付庁用車の清掃を行わなければならない。

3 貸付庁用車を2日以上にわたり使用する場合は、使用日ごとに貸付庁用車を定められた保管場所に返却するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交通事故等の処置)

第12条 使用者等及び同乗者は、交通事故が発生したときは、法令上の処置を取るとともに、直ちに次に定める順序により、必要な事故処理を行うものとする。

- (1) 負傷者の救護処置及び救急車の要請
- (2) 二次的事故の防止処置及び道路上の安全確保
- (3) 所轄の警察署への通報
- (4) 目撃者の確保及び現場状況の記録
- (5) 事故相手方の連絡先等の確認
- (6) 市長への通報及び事故状況の報告

(事故等の届出)

第13条 前条第6号に規定する報告は、いちき串木野市貸付庁用車事故届出書(様式第3号)により、使用者等が市長に届け出るものとする。

2 使用者等は、当該事故に関し、市が契約している保険加入先が必要とする書類及び証拠となるものを、遅滞なく提出しなければならない。

3 使用者等は、貸付庁用車を損傷し、又は亡失したときは、遅滞なくいちき串木野市貸付庁用車損傷等届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者等が交通事故等により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の約款等に基づき、市及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決しなければならない。

2 交通事故等により市が損害賠償責任を負った場合は、使用者等は、次の各号に掲げる部分について市に対し損害賠償を行うものとする。

(1) 市が加入している自動車保険で補てんされる部分以外の部分

(2) 市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償に関する部分以外の部分

3 市が、使用者等に代わり使用者等の負担すべき損傷額を支払ったときは、使用者等は、直ちにその支払額を市に弁済するものとする。

4 交通事故以外で貸付庁用車を損傷し、又は亡失したときは、使用者等の責任において原状に復し、又は市に対し損害賠償を行うものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

いちき串木野市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名

印

いちき串木野市貸付庁用車使用許可申請書兼誓約書

いちき串木野市公益活動等支援のための庁用車貸付に関する要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請及び誓約します。

記

使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
希望車種	
使用目的 (具体的に)	
使用の範囲	
運 転 者	氏 名 ⑩ 電話番号
	住 所
乗 車 人 数	人 同乗者氏名 (すべて記入)
使用に関する 誓 約 書	いちき串木野市公益活動等支援のための庁用車貸付に関する要綱の規定に基づき、次の事項を確認のうえ、借り受けます。 1 使用期間中は、道路交通法を遵守します。 2 万一事故で貸付庁用車を損傷し、又は第三者若しくは市に損害を与えた場合、修理に要する費用等は、いちき串木野市が加入している自動車保険で補てんされない部分においては、すべて使用者又は運転者の負担とします。 3 事故における運転者及び同乗者のけが等については、自己責任で対応します。 4 貸付庁用車に積載した荷物等の損害、破損、事故等については、すべて使用者の負担とします。 5 その他、事故等に際し、いちき串木野市に一切の迷惑及び損害をかけません。

※添付書類 運転者の運転免許証の写し

様式第2号(第8条関係)

第 年 月 日

団体名
代表者名 様

いちき串木野市長

印

いちき串木野市貸付庁用車使用許可書

年 月 日付けで申請のあった庁用車の貸付けについては、
下記のとおり許可します。

記

使用日時	年 月 日	午前・午後 時 分から	午前・午後 時 分まで
許可車両	車 種		
	登録番号		
使用の目的			
使用の範囲			
運 転 者	氏 名	住 所	
乗 車 人 数	人	同 乗 者 氏 名	
いちき串木野市公益活動等支援のための庁用車貸付に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、次の条件で貸し出します。 1 貸付庁用車の使用前に、車両の安全点検を行ったうえで運転してください。 2 許可内容に変更が生じたとき又は使用を中止するときは、速やかに申し出てください。 3 災害等により、貸付庁用車を公用又は公共用に供する必要があるときは、許可を取り消すことがあります。 4 運行上その他の事情で貸付庁用車に支障が生じたときは、許可の日時等を変更し、又は許可を取り消すことがあります。			
使用に関する誓約書の内容	1 使用期間中は、道路交通法を遵守します。 2 万一事故等で使用車両を損傷し、又は第三者若しくは市に損害を与えた場合は、修理に要する費用等は、いちき串木野市が加入している自動車保険で補てんされない部分においては、すべて使用者又は運転者の負担とします。 3 事故における運転者及び同乗者のけが等については、自己責任で対応します。 4 貸付庁用車に積載した荷物等の損害、破損、事故については、すべて使用者の負担とします。 5 その他、事故等に際し、いちき串木野市に一切の迷惑及び損害をかけません。		

様式第3号(第 13 条関係)

いちき串木野市長

様

年 月 日

申請者 所在地
団体名
代表者名

印

いちき串木野市貸付庁用車事故届出書

(人身・物損)事故を起こしましたので、いちき串木野市公益活動等支援のための庁用車貸付に関する要綱第13条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事故発生 日時・場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分		
	場 所			
使用車両	車 名			
	登録番号			
運 転 者	住 所			
	氏 名	印	電 話 番 号	
事 故 概 要				
事 故 当 時 の 処 理				
相手方 連絡先	住 所			
	氏 名			
	電 話 番 号			
	自動車登録 番号			
	車 型 年 式			
現 場 略 図				
備 考				

様式第4号(第 13 条関係)

年 月 日

いちき串木野市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名 印

いちき串木野市貸付庁用車損傷等届出書

貸付庁用車を(き損・亡失)しましたので、いちき串木野市公益活動等支援のための庁用車貸付に関する要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

使用車両	車名			
	登録番号			
き損又は亡失の日時・場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
	場所			
運転者	住所			
	氏名		電話番号	
き損又は亡失の状況	※ 具体的にご記入ください。			
補償方法				
備考				